

佐世保市木材利用促進基本方針

平成26年 1月16日策定
令和 4年 9月30日一部改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標、木材の利用を推進すべき建築物等、木材の利用促進に向けた取り組み、その他市内の建築物における木材の利用の推進に関し必要な事項を定める。

第2 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

市が、建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

建築物等において、県や市の率先した木材の利用により需要を拡大することは、次のような意義がある。

- (1) 林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される。
- (2) 二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、延いては循環型社会の形成にも貢献することが期待される。
- (3) 健康的で温もりのある快適な生活空間の形成につながる。

第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

次に掲げる目標に沿って木材の利用促進を図るものとし、可能な限り地元産木材（注）の利用に努める。

1) 木造化の推進

公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、法令・基準、用途や保安、維持管理などの特殊性などの理由から木造化が困難な場合を除き、木材を使った木造化に努める。

2) 木質化の推進

木造化が困難の場合においては、内外装の木質化が適切と判断される部分について、木材を使った木質化に努める。

3) その他木材利用の推進

調達する備品及び消耗品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、木材を使った物品を積極的に利用する。

4) 公共事業における木材利用の推進

木材が利用可能な工種、工法において、耐久性などの求められる性能やコスト等を

勘案し、木材を使用した資材の導入を図る。また、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

第4 木材の利用を推進すべき建築物等

木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、可能な限り地元産木材の利用に努める。

1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

学校教育施設、社会教育施設、社会福祉施設、行政施設、医療施設、運動施設、住宅施設、公園施設、その他公共交通機関の施設、コミュニティー施設等。

2) 市以外の者が整備する1)に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校教育施設、社会教育施設、社会福祉施設、医療施設、運動施設、公園施設、その他公共交通機関の施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）、コミュニティー施設等。

3) その他、公共の用に供する工作物、物品等

柵、門扉、机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類。木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し導入を検討する。

第5 木材の利用促進に向けた取り組み

1) 市の取り組み

市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力も得つつ、地元産をはじめとした木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

このため、市は整備する公共建築物等における地元産木材の利用の促進に向けた取り組みの実施状況を明らかにするよう努めるものとする。

さらに、県との連携を緊密にすることにより、例えば木材の調達について区域内の情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

公共の用または公用に供する建築物等を整備する者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、相互に連携を図りながら、建築物等における地元産をはじめとした木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるものとし、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 公共の用または公用に供する建築物等を整備する者にあつては、建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物等において積極的に木材を利用するよう努めるものとする。
- (2) 木材加工業者その他の木材の生産又は供給に携わる者、建築物等における木材利用の促進に取り組む設計者等にあつては、相互に連携しつつ、建築物等を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

3) 市民の理解の醸成

市は、建築物等における地元産をはじめとした木材の利用を効果的に促進するとともに、木材の利用の促進に向けた市民各層の自発的な努力を促していくためには、木材利用の促進に関する市民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、建築物等における木材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第6 その他市内の建築物における木材の利用の推進に関し必要な事項

1) 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地元産をはじめとした木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、県や市が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地元産木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

2) 建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

建築物等を整備する者は、計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等、設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るとともに、解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの観点からも、経済性について十分検討する。さらに利用者のニーズや地元産木材利用による付加価値も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

3) 推進体制に関する事項

建築物等における木材の利用の促進を効率的に図っていくため、主に県内の行政機関、林業事業者、木材加工業者等の関係団体が一体となり、木造化・木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行い、木材の円滑な利用を推進するため、関係機関との連絡調整等を行う。

(注) 「地元産木材」とは、市内または県北管内で生産された木材をいう。長崎県産木材証明制度による「長崎県産木材証明書」で、素材の生産地を確認することができる。

付則

この基本方針は、平成26年 1月16日から施行する。

付則

この基本方針は、令和 4年 9月30日から施行する。